

**小田原市立地適正化計画（居住誘導区域の設定等）の素案に対する
市民意見の募集結果について**

1 意見募集の概要

| | |
|-----------|--|
| 計画の題名 | 小田原市立地適正化計画 |
| 計画の案の公表の日 | 平成30年12月14日（金） |
| 意見提出期間 | 平成30年12月14日（金）から平成31年1月15日（火）まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） 意見募集の周知（広報紙、メールマガジン、ホームページ、CATV） |

2 結果の概要

| | |
|-------------|--------|
| 意見数（意見提出者数） | 7件（2人） |
| インターネット | 1人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 0人 |
| 直接持参 | 1人 |
| 無効な意見提出 | 0人 |

3 提出意見の内容

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|---------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、計画案に反映したもの | 0件 |
| B | 意見の趣旨が計画案に反映されているもの | 3件 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 0件 |
| D | その他（質問など） | 4件 |

< 具体的な内容 >

(1) 居住誘導区域の設定について

| | 意見の内容 (要旨) | 区分 | 市の考え方 (政策案との差異を含む。) |
|---|--|----|---|
| 1 | 居住誘導区域内に小田原城や小田原漁港交流促進施設等の観光スポットが入っているが、観光スポットと住居が混然一体となることで両者に出る影響は考えられているのか。 | D | 中心市街地においては、観光資源の活用による交流の促進と、街なか居住の促進による賑わいと活気ある市街地形成を目指すこととしています。 観光スポットと住居の混在による影響も想定されますが、人口減少・少子高齢社会が進展する中、本市の様々な地域資源を生かし、観光と居住が共生できるようまちづくりを進めるものです。 |
| 2 | 計画の見直し・修正・廃案を2年ごとに行うべきである。 | D | 本市では、都市計画運用指針を踏まえて、おおむね5年毎に誘導施策等の実施・進捗状況の評価や妥当性の検証を行うものとしております。 地域ごとの人口や土地利用の動向、誘導施策の効果など具体的な評価・検証等を行うには、5年間程度の期間が必要と考えますが、適宜、必要に応じて、計画の見直し等を検討することとしています。 |
| 3 | 市内への移住及び永住・定住を促進するべきである。 | B | 立地適正化計画は、将来の人口減少に備えて、都市機能の誘導・整備や街なかへの居住誘導施策を講ずることにより、生活利便性の持続的な確保や地域特性を生かした住みやすいまちづくりを目指すものであり、市内における住替えに限らず、市外からの移住も含め、誘導を図るものです。 |
| 4 | 防災活動施設等を最重要なものとして計画するべきである。 | B | 居住誘導区域については、災害リスクの観点を踏まえ、災害危険区域等の一定のハザード区域を含めないとする運用指針の考え方に基づいて設定しています。防災対策については、地域防災計画などに基づき、防災上重要な施設への対応をはじめ、総合的かつ計画的に進めていきます。 |

| | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--|----|--|
| 5 | 人口の維持・増加によって、公共交通を持続的に確保すべきである。 | B | 立地適正化計画は、公共交通徒歩圏内への居住誘導を図り、公共交通が利用可能な地域に居住する人口の割合を高めるとともに、乗り継ぎ環境改善など公共交通の利便性を高める施策により利用を促進することで、公共交通の維持・確保に繋げていくものとしております。 |
| 6 | 市内にエコエネルギー・水ビジネス・エコ等関連研究所及び企業の誘致をすべきである。 | D | 企業の誘致については、税収の増加や職住に伴う人口の社会増など、持続可能なまちづくりに効果的な施策であり、環境に配慮した企業進出は、まちや社会の持続性を高めることにつながっていくものと考えます。こうした視点を踏まえ、今後も企業誘致の取組を推進してまいります。 |
| 7 | 小田原市役所に勤務する課長以上の給与10%～20%削減すべきである。 | D | 人口減少・少子高齢社会の進展により、税収の減少などが財政的な課題になりますが、財政運営等に関わる課題は、必要に応じて行財政改革などの取組の中で検討するものと考えます。 |